芦屋市

市 条 例 協 力 を

る条例」を施行しました。この条例は、 います。条例の目的をご理解いただき、 市民の皆さんの清潔・安全・快適な生活環境を確保することを目的として 条例」の主な内容は、次のとおりです。 平成十九年六月一日、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関す 皆さんのご協力をお願いします。 路上喫煙や夜間花火などを禁止し

【歩行喫煙の禁止】 道路・公園・広場などの公共の場所で

した場合は、過料(

二千円)を科します。

は、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は

喫煙の防止およびたばこの火によるや 周りの人への配慮をお願いします。 性がありますので、やめてください。 禁止しています。歩行中の喫煙は、受動 けど、また衣服を焦がしたりする危険 【喫煙禁止区域内の喫煙禁止】 喫煙するかたは、喫煙マナーを守り、

以外での喫煙を禁止しています。違反 指定しています。「喫煙禁止区域」内で 煙禁止区域」としてJR芦屋駅周辺を やたばこの煙の臭気などで迷惑となる 地区を、地元自治会などと協議し、「喫 ·けどなどの危険性が高く、受動喫煙 特に、人通りが多く、歩行喫煙による

場所で、夜間(午後九時から午前六時ま 【夜間花火の禁止】 海岸・河川・公園・広場などの公共の

■飛しようする花火 ■回転する花火 I走行する花火

〈禁止する花火〉 で)に花火をすることを禁止します。

の公共の場所で散歩や運動させるとき

をした者に対して、その行為の中止

で、美化推進員さんとの連携で、〝

さんのご理解とご協力が不可欠し

です

歩行喫煙の防止などには、市民

の

で安全かつ快適なまちづくり〟に

たりします

の

で

屋内で飼うように

どを勧告または命令をします。

場所で、たばこの吸い殻や空き缶など を投げ捨てたり、放置することを、禁止 【たばこの吸い殻や でお願いします。 海岸・河川・公園・広場などの公共の 喫煙する時は、必ず 空き缶などのポイ捨て禁止】 喫煙指定場所.

■爆発音を出す花火



打ち上げ花火

「飼い犬のふんの放置などの禁止】 犬の飼い主は、道路・公園・広場など 線香花火・へび玉は、禁止対象外です。

> そのふんを回収しなければなりません。 の公共の場所でふんを排泄した場合は、 なりません。また、道路・公園・広場など 収する容器などを用意してください。 散歩や運動させるときは、ふんを回 `常にリードなどで制御しなければ

【落書きの禁止】

をすることを禁止します。 他人が所有する建築物などに、落書き 道路・公園・広場などの公共の場所や、

自動販売機により販売する事業者は、 回収容器を設置し、その容器を適正に ,回収容器の設置および管理】 缶などの容器に収納した飲食物を、

管理してください。 ふんを回収しない犬の飼い主、落書き や空き缶などをポイ捨てした場合、飼 夜間花火をした場合、たばこの吸い殻 い犬をリードなどで制御しない場合・ 道路・公園・広場などの公共の場所で

十万円以下の罰金を科します。 また、その命令に従わない場

には、

美化推進員】 この条例の目的を達成するた め の

美化推進員さんとして委嘱してご 発活動などに取り組んでいただん 各自治会から推薦いただいたか たを、 ます。

猫は、家の中で飼うようにしましょ飼い方を心掛けてください。けていないか点検し、マナーを守ったふん尿・鳴き声など、周囲に迷惑をか る機会を増やしたり、交通事故にあっんかによるストレスや伝染病に感染す および管理について定めています。り条例」では、愛がん動物の適正な 【犬や猫などの 条例」では、愛がん動物の適正な飼育「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづく 猫 を外に出すことで、他の猫とのけは、家の中で飼うようにしましょ 適正な飼育・管理 で た

死獣の引き取り

■手続き 開庁日:午後3時30分まで に環境課へ。閉庁日:市役所(☎31-2121)へ。 持ち込みの場合は、開庁日 の午前9時から午後5時(正午から午 後0時45分を除く)に環境課へ ■用 意するもの 飼い犬の場合は、犬の鑑 札と最新年度の狂犬病予防注射済票 (引き取り、持ち込みとも) ■引き取 り 開庁日:午後3時30分から5時ま でに、職員が引き取りに伺います。閉庁 日:土・日曜日の場合は、月曜日の午後 3時30分から5時までに引き取りに伺 います。長期休日(大型連休または年末 年始など)の場合は、別途広報でお知ら せします ■費用 飼い主のいる動物 大型犬等(動物)1匹3,000円/中型犬等 (動物)1匹2,500円/小型犬等(動物)1 匹2,000円 飼い主のいない動物は無料

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

ペットの高齢化による介護の負担

●2F(ペデストリアンデッキ)

空前のペットブームと言われれている昨今ですが、かわいがっ ていたはずの犬や猫を、「もう飼えなくなった」といって手放して

しまう、身勝手な飼い主の存在も目立ってきています

飼い主の病気や死亡、老人施設への入居 犬のかみ癖(人や他の犬に対して) 犬の無駄吠えによる、近隣からの苦情

ペット禁止マンションでのトラブル

まず考えて

ペットを飼う前に

<最近の飼育放棄の主な理由>

引っ越しや離婚

家族の動物アレルギー

-時の気まぐれや思いつきで、安易に飼い始めるのではなく、 本当に最後まで飼うことができるのかを家族全員でしっかりと考 えてから、犬種特性なども検討して、自分たちに合ったペットを 選びましょう。犬をしっかりコントロールできるように、しつけ 方の勉強をすることも大切です。

□ ペットを飼う前に考えておきたい10項目 □

■10項目の質問

ペットを飼える住宅に、住んでいますか? 飼いたいペットは、あなたのライフスタイルや体力に

転居や転勤の予定は、ありませんか?

家族全員が、ペットを飼うことに賛成していますか? 家族に、動物アレルギーの人はいませんか? 10年以上、毎日の世話に時間と手間をかけられますか?

近隣へ迷惑をかけないよう、配慮したり、しつけができ ますか?

ペットの一生にかかる、経済的な負担を、考えてみまし たか?

高齢になったペットの、介護をする心構えはありますか? 万一、飼えなくなった時のことを、考えていますか?

■結果はどうでしたか?

この10の質問すべてに「はい」と答えられない場合には、 今は飼うのをあきらめた方が良いのかもしれません。 後になって後悔しないために、よく考えておきましょう。

「市民マナー条例」の一部改正(案)を市議会に提出

【提出案の概要】

■花火等禁止区域の指定

潮芦屋ビーチ周辺は、市内で最も花火等をする人が多く、住 居も接近していることから苦情が絶えない地域であり、花火等 による騒音から住民の平穏な生活環境を守るため、終日花火等 を禁止する区域に指定します。

違反者には、指導・勧告、命令し、命令に従わない者は、罰金(10 万円以下)が、科せられます。

■施行期日 7月1日(予定)